

資格及び必須要件

参 加 形 態	単体企業または特定建設工事共同企業体
建築に係る構成員の要件	業 種 建築一式工事 又は 内装仕上工事
	建設業許可 特定建設業
	所在地 日本国内に本店または支店があること。
	総合評価点 申請日において有効な経営規模評価結果通知書の建築一式工事の総合評価点(P)が 1,200 点以上 または、内装仕上の総合評価点(P)が 1,200 点以上の者とする。
	施工実績 以下に掲げる条件を満たした工事を元請けとして施工した実績(建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。)を有する者であること。 平成 27 年 4 月以降に完成引渡しが完了した、改修工事または新築工事かつ、延べ面積 150 m ² 以上の医療施設(クリニック・診療所を含む)または美容医療施設建築工事の施工(改修又は新築にあっては当該部分の延べ面積に限る)。 また、上記の実績において下記の書類を提出すること。 ①配置図、平面図、立面図、断面図 ②内観パース又は竣工写真 ③施工見積書 ④全体工程表 ⑤契約書と完了報告書の写し (個人情報に係る箇所は黒塗りで良い)
	配置技術者 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に基づき、本工事に対する主任技術者を非専任で配置出来ることとし、引渡しが完了した以下に掲げる条件を満たす工事(建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。)を、元請として受注した工事において、監理技術者・主任技術者又は現場代理人として施工した経験を有すること。 平成 27 年 4 月以降に完成引渡しが完了した、改修工事または新築工事かつ、延べ面積 150 m ² 以上の医療施設(クリニック・診療所を含む)または美容医療施設建築工事。
	現場代理人 他に手持ち工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること。(技術者と兼務は可)

設計に係る構成員の要件	業種	設計・監理担当コンサルタント
	所在地	日本国内に本店または支店があること。 (複数企業による参加グループの場合のみ必要)
	設計実績	<p>以下にあげる条件を満たした設計を元請けとして履行した実績を有する者であること。</p> <p>平成 27 年 4 月以降に完成引渡しが完了した、改修工事または新築工事かつ、延べ面積 150 m²以上の医療施設（クリニック・診療所を含む）または美容医療施設建築工事の設計及び監理業務（改修又は新築にあっては当該部分の延べ面積に限る）また、上記の実績において下記の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①配置図、平面図、立面図、断面図 ②内観パース又は竣工写真 ③設計見積書 ④全体工程表 ⑤契約書と完了報告書の写し <p>（個人情報に係る箇所は黒塗りで良い）</p>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。 ・所属建築士として、一級建築士 3 名以上が在籍する事務所であること。
	その他	<p>すべての構成員の主任技術者及び現場代理人は、参加申請提出日以前連続して 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を本工事に配置出来ること。</p> <p>主任技術者の変更は資格証と実績資料の提出を持って可能。</p>